



ながはま 地域安全ニュース

令和6年7月号



長浜市防犯自治会：情報提供 長浜警察署 ☎62-0110 木之本警察署 ☎82-3021

長浜市ホームページ

トップ

>

暮らし・手続き

>

防犯

>

防犯自治会

夏休みは危険がいっぱい!!

～こどもの非行・被害を防ぐために～

7月
「青少年の非行・被害
防止全国強調月間」



こどもたちにとって待ちに待った夏休み。自由な時間が増えるこの時期は開放的な気分になり、毎年、飲酒や喫煙、深夜はいかいなどで補導されるこどもが増える時期でもあります。

近年、こどもを取り巻くインターネット環境が大きく変化中、SNSの利用をきっかけに性犯罪の被害にあったり、闇バイトや詐欺グループに利用されるなどの事案も増加しています。

夏休みだからと大人も気が緩みがちになりますが、お子さんから目を離さず「服装や態度が変わった」「帰る時間が遅くなった」「夜中に出かけて行く」「何かに悩んでいる」などの変化を見逃さないようにしましょう。



ネットの危険からこどもを守ろう！

◎ フィルタリング

こどもの年齢にあわせて上手に活用し有害情報へのアクセスを制限しましょう。

◎ ペアレンタルコントロール

こどものプライバシーに配慮しつつ、スマートフォン等の使用状況（アクセス履歴や利用時間）を把握し、安全管理（利用時間や課金制限）をしましょう。

※フィルタリングなど各種設定については、各携帯電話ショップなどへご相談ください。



◎ 性被害にあわないために

SNSを通じて知り合った面識のない者にだまされて、自分の裸体を撮影し送信してしまう被害が増えています。

画像は一度流出すると回収が非常に困難です。「他人に個人情報を流さない」「下着姿や裸の写真は撮らない、送らない」などの約束をしっかり守らせましょう。



「深夜はいかい」は補導の対象です！



夏祭りや花火大会など夜間に外出する機会が増える季節ですが、滋賀県では「青少年の健全育成に関する条例」により、保護者は特別な理由がある場合のほか、深夜（午後11時～午前5時）に青少年（6歳～18歳）を外出させないように努めなければならないとされています。深夜はいかいは非行を誘発したり犯罪の被害にあう恐れがあります。

深夜にこどもだけで出歩いたり、コンビニに集まったりしているこどもを見かけたら、帰宅を促すよう声かけをお願いします。



ネットにひそむ
危険性を知ろう!!

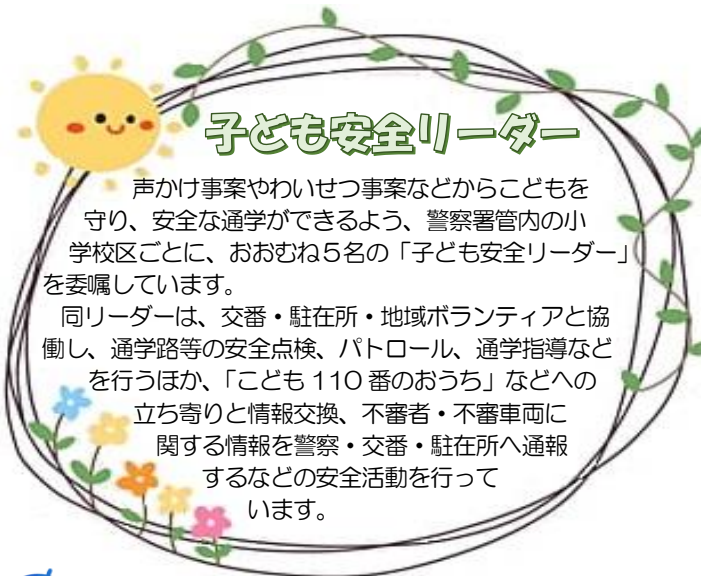
5/24 長浜署は長浜北星高校定時制の生徒を対象に「SNSに絡む非行や犯罪被害防止教室」を実施しました。学校と県警サイバー犯罪対策課をZOOMでつなぎ、ネットにひそむ危険性と適切な利用法について注意喚起を行いました。



困ったときは一人で
判断しないで相談を

5/24 消費生活月間にあわせ長浜署は、長浜市消費生活相談室と合同で、アル・プラザ長浜において特殊詐欺被害防止啓発を実施しました。

長浜署マスコットの「ひよたん」と長浜市の「三成くん」もかけつけ、被害防止を呼びかけました。



子ども安全リーダー

声かけ事案やわいせつ事案などから子どもを守り、安全な通学ができるよう、警察署管内の小学校区ごとに、おおむね5名の「子ども安全リーダー」を委嘱しています。

同リーダーは、交番・駐在所・地域ボランティアと協働し、通学路等の安全点検、パトロール、通学指導などを行うほか、「子ども110番のおうち」などへの立ち寄りや情報交換、不審者・不審車両に関する情報を警察・交番・駐在所へ通報するなどの安全活動を行っています。



木之本警察署子ども
安全リーダーを委嘱

6/6 木之本署において、令和6年度木之本警察署子ども安全リーダーの委嘱式を行いました。

式に先立ち、子ども安全リーダーとして長年にわたりご尽力いただいた3人に、川崎署長から感謝状が贈られました。(写真)



社会を明るくする運動

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。取締りを強化して、罪を犯した人を処罰することも必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることもまた、とても大切なことです。

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

想う、ときには 足を止め。



暴力団にかかわる 巡回相談所開設

交通事故示談、債権取立て、不動産等の売買、家屋の賃貸等の民事問題、因縁をつけての金品の要求など、暴力団関係のトラブルでお困りの方は、お気軽にご相談ください。専門の相談員が親切に対応します。



と き：7月22日(月)

午後2時から午後4時

ところ：長浜まちづくりセンター
会議室2-C

(長浜市高田町12-34)

さざなみタウン2F)

主催：(公財)滋賀県暴力団追放推進センター

☎077-525-8930